



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第33号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1990, 33, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78843
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番文書にみえる四・五世紀の元号再論(中)

— 侯燦「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」を読む —

關尾史郎

【「建平」について】

この建平なる元号も、先にみた龍興と同じように、「正史」には全くその痕跡をとどめていない。少なくとも四〜五世紀に吐魯番盆地を支配していた政治権力で、この元号を制定したり、使用したりしたものを「正史」以下の編纂史料から見出すことは不可能である。たださいわいなことに、龍興とは異なり、この元号が記された吐魯番文書は五点ばかり現存している¹⁴⁾。したがってその西暦への比定はもとより、制定や使用の主体を特定することも、龍興よりはるかに容易であるといえよう。侯燦氏自身をはじめ¹⁵⁾、中国では唐長孺氏¹⁶⁾、呉震氏¹⁷⁾、および朱雷氏¹⁸⁾などが、また日本でも町田隆吉¹⁹⁾、白須淨真両氏²⁰⁾がその比定と特定を試みているのも、けっして理由のないことではないのである。

このようななかで、この元号を張氏高昌国(四八八年〜四九五年)か、もしくは馬氏高昌国(四九六年〜五〇一年。西暦への比定は侯燦氏自身による)のものとした侯燦氏の所説は、もっとも早くに提出され、その後、多くの論者によって無視もしくは否定されてきたものである。侯燦氏の今回の論稿はこのような旧稿の結論と大きくくい違う通説、とくにこの元号を四三七(建平元)年に北凉で制定され、その後四四一(建平五)年から四四二(建平六)年にかけては、高昌=吐魯番盆地で使用されたものとした呉震氏の所説に対する再批判を通じて、かつての自説を再確認したものである²¹⁾。

侯燦氏は呉震氏の所説に対して以下の四点の疑問を提示する²²⁾。まず第一は、呉震氏がこの元号を、北凉の沮渠牧犍に北魏の武威公主が降嫁されたのを契機として制定されたと考えた点である。もし呉震氏の説くごとくであれば、改元の契機に北魏が関与していたことになり、それを北魏側の史書が書き漏らすはずはないというのが侯燦氏の見解である。第二は、高昌太守だった闕爽が北凉の勢力が強大だった改元直後の時期にはこの元号を奉用せず、北凉が北魏の征討にあって滅亡し、流亡政権に成り下がってしまってから奉用したと呉震氏がした点である。侯燦氏はこのようなことは常識的には考えられないという。第三は、にもかかわらず、呉震氏が提示した建平紀年文書の初出は四四二年九月であり、これは闕爽が高昌を放棄して柔然のもとへ逃走した時期であって、闕爽が建平なる元号を奉用した根拠にはならないという批判である。第四は、呉震氏が、闕爽にとって東北方面の伊吾にあった唐契の勢力が脅威となっていたこと(呉震氏にあっては、そのことが闕爽の沮渠無諱への接近を促したとされる)、そしてそのことが出土文書から立証されるとした点である。侯燦氏は闕爽にとっての東北方面からの脅威とは唐契の勢力には限定できず、柔然や北魏であった可能性もあるという。以上の四点が侯燦氏が提示した疑問点である。侯燦氏はこれだけの疑問点がある以上、呉震氏の所説は成立しないと主張するのである。

侯燦氏の批判をまっまでもなく、町田隆吉氏も指摘しているように²³⁾、たしかに呉震氏の所説は少なからぬ仮定の上に成立している。しかしそのことと、上記の侯燦氏の批判が正鵠を射ているとい

うこととは全く別の問題である。いま侯燦氏の批判について、その妥当性を検討してみよう。まず第一の点であるが、たしかに侯燦氏の批判のとおり、武威公主が降嫁されたのを契機として改元がなされたのであれば、その事実が北魏側に伝えられなかったということは考えがたい。しかし改元の契機を武威公主の降嫁に求めること自体の妥当性を検討することのほうが先ではないだろうか。少なくとも編纂史料には、武威公主の降嫁によって改元が行なわれたという記述は見当たらないのだから。わかっているのは、降嫁が四三七年のできごとだったということだけである。そもそも、公主の降嫁にともなって改元が、しかも縁禾や太縁といった北魏の元号と音通のそれから、独自の元号への改元が行なわれたということはおよそ不自然ではあるまいか。むしろ独自の元号の制定という政策に象徴されるような、北魏の影響下から脱しようとする北凉の政治的な姿勢が逆に公主降嫁の原因となったと考えることもできるし、むしろそのほうが理解しやすいところである²⁴⁾。このように考えれば、侯燦氏の疑問は氷解するであろう。第二の点については、自立的な政治勢力がほかの政治権力の元号を奉用するかいなか、その政治権力の強弱によって決まるわけではないのだから、このような疑問自体あまり意味があるとは思えない。たとえ隣接する政治権力が強大であっても、敵対関係にある場合はその元号を奉用することはありえないし、逆にその政治権力が弱小であっても、なんらかの必要性に迫られて政治的な関係を結んだ場合には、その元号を奉用することもあるだろう。またその場合は、政治権力の側でもこのような関係を積極的に構築しようとするのが一般的ではないだろうか。とすれば、第二の点は疑問たりえないどころか、侯燦氏とは正反対に、北凉が北魏の征討にあって滅亡してしまったからこそ、關爽がその元号を奉用するという関係が実現したというふうに説明することも不可能ではない。第三と第四の点については関連するので、侯燦氏の批判を検討するまえに呉震氏の原文²⁵⁾を紹介しておこう(カッコ内は引用者)。

四三九年、沮渠牧犍が北魏に降ると、(弟の沮渠)無諱は高昌に退却してここを拠点にしようと考えた。そこで建平五(四四一)年に(当時高昌太守を自称していた)關爽と関係をもった。關爽としても(伊吾にあった)唐契に脅威を感じていたので、高昌を固守するために、表向きは無諱に帰順して建平の元号を奉用した。翌年、唐契の弟唐和が車師前部に奔った折には、(無諱の弟である)沮渠安周が高昌城の北、ほど遠くない横截城に駐在していた。このように見てくれば、建平紀年文書の初出がその五年九月であることは、当時の政治的な状況と符合する。また当時、唐契の脅威は東北方面から高昌に迫っていたわけだが、出土文書には、兵士を田地郡に派遣して海(大沙海)や白芍を守備させるという内容のものが少なくない。したがって文書からも、このことは裏付けられる。

このうちポイントとなる四四一年に沮渠無諱と關爽が結んだというのは、あくまでも呉震氏の推測である。また沮渠無諱が高昌を拠点にしようとしたという点も同様であるほか、唐和が車師前部へ西走した時点で沮渠安周が横截にいたという点については、白須淨眞氏が指摘したように²⁶⁾、『資治通鑑』の記述に矛盾があり、再考を必要としているし、また建平紀年文書の初出は五年九月ではなく、それよりも二か月早い五年七月である²⁷⁾。

このように呉震氏の所説には推測や誤解が少なくないのだが、四四一年の時点で唐契が伊吾にあったこと、高昌の關爽にとってそれが脅威となっていたこと、および沮渠無諱が北魏の圧迫を逃れて西方へ転出しようとしていたこと²⁸⁾、これらの諸点はおおよそ間違いあるまい。呉震氏は高昌を取り巻くこのような国際的な環境から、四四一年の時点で既に關爽と沮渠無諱との政治的な関係、すなわち關爽による建平の奉用が始まったと考えたのである。

これに対する侯燦氏の批判を検討しよう。残念ながら侯燦氏の批判にはその前提に根本的な誤りがある。それは呉震氏の所説では、建平五年が四四一年に相当するのに対し、侯燦氏はそれを四四二年と誤解してしまったことである。だから建平五年九月は、關爽が沮渠無諱の攻撃を受けて柔然に逃走する四四二年九月となってしまう、結局關爽が建平なる元号の奉用主体であったことは論証できない

ということになるのである。しかし侯燦氏自身も指摘しているように、建平紀年文書の初出は五年七月なのであるから、たとい不注意で呉震氏の説く建平五年を四四二年と誤解したにせよ、この文書によって關夷を建平の奉用主体として考えることは不可能でないはずである。しかし侯燦氏の批判のなかには、その点に関する言及がない。また關夷の脅威となっていた東北方面の勢力については、たしかに唐契のみならず、柔然や北魏もあったであろうが、最も脅威だったのは、隣接している唐契の勢力だったのではないだろうか。柔然はその後方であってむしろ唐契を脅かしていたのであり、北魏は沮渠無諱が北凉滅亡後拠点としていた酒泉を攻略していたのであるから、当面の問題とはならなかったと考えるのが妥当であろう²⁹⁾。

このように侯燦氏の批判を検討してみると、呉震氏の所説に対する批判としては第一点とはともかくとしても、それ以外はほとんどとるべきものがないことがわかる。その第一点にしても、武威公主の降嫁を建平改元の契機と考える点に問題があるのであって、両者の関係をこのように考えないことも十分に可能であるばかりか、むしろそのほうがより真実に近いと思われるのである。

そもそも呉震氏の所説の意義は、単に建平なる元号を西暦に比定し、その制定と使用の主体を特定した点にのみあるのではなく、そのような結論を導き出す方法、具体的には建平紀年文書に対する古文学的な分析にもあるのであって³⁰⁾、このことを忘れてはなるまい。呉震氏の所説を批判する場合も、基本的な史料となる出土文書に対する徹底的な検討が要請される所以もここにある。編纂史料と出土文書の内容の比較したり、ましてや原則論や一般論に終始しては、批判たりえないことを銘記しておく必要がある。いま呉震氏に倣い、出土文書に即した考察を通じて、建平なる元号が四九〇年代以降のものであるとする侯燦氏の所説をあらためて検討してみよう。

例えば、建平紀年文書の初出である「建平五年七月祠吏馬受属」（75TKM91:18(b)〈録〉『文書』I、一二九頁）という文書は、「玄始十一（四二二）年十一月馬受條呈為出酒事」（75TKM91:18(a)〈録〉同、一二〇頁）の紙背に書写されている。一般的にいつて、吐魯番文書の場合、紙表と紙裏の書写年代が半世紀以上も隔たっているということはまずない。しかもこの場合、両方に馬受なる下級官人が文書の発行主体として登場している。よほどのことがない以上、この馬受は同一人と考えべきであろう。かりに建平なる元号が侯燦氏の説くごとくであったとすれば、彼は七〇年から八〇年近くにわたって官途にあったことになってしまう。これはおよそ考えられないことである。もちろん紙表、紙背とも偽文書である可能性は指摘されていない。加えてこの文書が出土した哈拉和卓九一号墓の伴出文書の紀年は、西凉の建初四（四〇八）年から北凉の縁禾五（四三六）年に及ぶ三〇年弱の間に集中しているのである³¹⁾。しかも出土状況に異常は認められていないので、いずれも墓主自身に関わる文書（随葬衣物疏）と文物を構成していた反故であったと考えることができる。

たったこの一点だけからも、侯燦氏の所説が成立しがたいことは、もはや明白であろう。にもかかわらず、侯燦氏はこれらの疑問点に対する解答を一切用意せぬままに旧説を再提出したのである。わたしにはその意図すらはかりかねる。したがって、もう繰り返す必要もないかもしれないが、侯燦氏の批判にもかかわらず、建平なる元号に関する呉震氏の所説は、その西暦への比定、ならびに制定と使用主体の特定についてはなお説得力を失っていないと考えるものである³²⁾。（未完）

【註】

- (14) 詳細については、④、六九～七一頁、参照。
- (15) 侯燦「西晋至北朝前期高昌地区奉行年号之探討」（『考古与文物』一九八二年第二期）。
- (16) 唐長孺「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」（『東方學報』第五四冊、一九八二年〈同氏『山居存稿』北京 中華書局、一九八九年、所収〉）。なお池田溫「中国における吐魯番文書整理研究の進展－唐長孺教授講演の紹介を中心に－」（『史学雑誌』第九一編第三号、一九八二年）、併照。
- (17) 呉、前掲「吐魯番文書中の若干年号及相關問題」。

- (18) 朱雷「出土石刻及文書中北凉沮渠氏不見于史籍の年号」（文化部文物局古文献研究室編『出土文献研究』北京 文物出版社、一九八五年）。
- (19) 町田隆吉「五世紀吐魯番盆地における灌漑をめぐって－吐魯番出土文書の初歩的考察－」（『佐藤博士退官記念中国水利史論叢』国書刊行会、一九八四年）。
- (20) 白須淨眞「高昌・闐爽政權と縁禾・建平紀年文書」（『東洋史研究』第四五巻第一号、一九八六年）。
- (21) ただし今回の論稿では、張氏高昌国を四九一～四九六年と、その存続期間を足かけ六年間としている。
- (22) 侯、「晋至北朝前期高昌奉行年号証補」、四九～五〇頁。なお呉震氏は本文で紹介した以外に、建平を闐爽が自ら制定・使用した元号である可能性も指摘しており、これに対しても侯燦氏は逐一反論しているが（同、四八～四九頁）、呉震氏自身がその可能性のきわめて低いことを認めており、さらに町田隆吉、白須淨眞両氏の批判によって結論が出されたと考えるので、ここでは省略したい。
- (23) 町田、前掲「五世紀吐魯番盆地における灌漑をめぐって」、一二九頁。
- (24) 詳細については、④、七五～七六頁、参照。
- (25) 呉、前掲「吐魯番文書中の若干年号及相關問題」、三一～三二頁。
- (26) 白須、前掲「高昌・闐爽政權と縁禾・建平紀年文書」、九九頁。なお白須氏は『資治通鑑』に対する史料批判をふまえ、闐爽による建平的奉用についても、かれが北凉の後継たらんとしたためという新しい解釈を提出しているが、この点については、別稿「「建平」の結末・補遺－『吐魯番出土文書』劄記（四）－」（『新瀉史学』第二五号、一九九〇年、掲載予定）で言及する予定である。
- (27) 本文で言及する「建平五年七月祠吏馬受属」という表題の文書がそれである。
- (28) 実際に沮渠無諱が敦煌を放棄したのは四四二年四月になってからだが、既に四四一年一一月に弟の沮渠安周を鄯善に先発させており、また敦煌を放棄するちょうど一年前の四月以降、北魏の猛攻により、酒泉から敦煌へ追い詰められていたことを考慮すれば、西方への転出はそれ以前から計画されていたと判断してよいだろう。なお唐長孺「高昌郡紀年」（『魏晋南北朝隋唐史資料』第三期、一九八一年）は、この問題をはじめとして、本節全体に関わるので、参照されたい。
- (29) 白須、前掲「高昌・闐爽政權と縁禾・建平紀年文書」は、闐爽の脅威になっていたのは、当時敦煌にあった沮渠無諱の勢力であったとする（同、一〇〇頁）。また出土文書にみえる「白芳（力）」や「海」について論じた最新の成果として、黄烈「“守白力”、“守海”文書与通西域道路の変遷」（同氏『中国古代民族史研究』北京 民族出版社 一九八七年）がある。ただし黄烈氏は、大沙海や白芳における防衛がいかなる勢力に対するものであったのか、という点については言及していない。
- (30) ④、七四頁。
- (31) ④、七一～七二頁。
- (32) ④、七四～七五、七七頁。

（一九九〇年三月一四日稿了）

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴 方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)